

令和7年度山形県スポーツ合宿あっせん支援事業実施要領

(目的及び交付)

第1条 山形県スポーツコミッション推進本部は、スポーツによる交流人口の拡大を通じた地域活性化や、本県の更なるスポーツの振興を図るため、県外のスポーツ団体が県内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用したスポーツ合宿を行うことについて、あっせん、誘致した事業者に対して、この要領の定めるところにより、予算の範囲内で支援する。

(支援対象事業)

第2条 この支援金の交付の対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 県外のスポーツ団体が、県内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用して行うスポーツ合宿であること
- (2) 県内に連続して3泊以上宿泊すること（ただし、大会等への参加日は除く。）
- (3) 延べ参加者数が、20人泊以上であること

(支援額)

第3条 延べ参加者数に500円を乗じた額とする。（ただし、大学生にあっては400円、高校生以下にあっては300円とする。）

なお、1スポーツ団体あたりの支給上限額を年間10万円とする。

(支援対象事業者)

第4条 第2条に定めた支援対象事業をあっせんした事業者（旅行業者等）を対象とする。

(用語の定義)

第5条 この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設（ただし、キャンプ場、バンガロー等は除く。）

(2) 参加者

合宿等においてスポーツを行う者及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー、保護者等）（ただし、スポーツを行う者の人数を超えない範囲内に限る）

(3) 延べ宿泊者数

宿泊施設に宿泊した参加者の人数に当該宿泊日数を乗じた数

(支援事業の実施期間)

第6条 支援事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(交付の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする事業者は、スポーツ合宿を行う団体が合宿を開始する14日前までに、申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-1号)
- (2) 合宿参加者名簿(様式第2号)(合宿する団体が作成した名簿での代用も可能)
- (3) その他必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 山形県スポーツコミッション推進本部は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付の決定を行い、当該支援対象事業者に通知するものとする。

(交付の変更)

第9条 申請額に変更がある場合は、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、山形県スポーツコミッション推進本部に提出しなければならない。ただし、交付申請額の20%以内の減額の場合を除く。

- (1) 変更事業計画書(様式第1-1号)
- (2) 合宿参加者名簿(様式第2号)(合宿する団体が作成した名簿での代用も可能)
- (3) その他必要と認める書類

2 申請した事業を中止する場合は、事業中止承認申請書(様式第4号)を山形県スポーツコミッション推進本部に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 支援事業が完了したときは、様式第5号による実績報告書に次に掲げる書類を添え、支援事業完了後30日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに山形県スポーツコミッション推進本部に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第5-1号)
- (2) 合宿参加者名簿(様式第2号)(合宿する団体が作成した名簿での代用も可能)
- (3) その他必要と認める書類

(帳簿等の保存期間)

第11条 帳簿等の保存期間は、事業終了の年度の翌年度から5年間とする。